

地区計画・建築協定等のご案内

逗子市内では、住民の皆さまが良好な住環境を保全するため、都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく建築協定のほかに、自主的にまちづくり協定等を結んでいる地区があります。

地区計画区域内では、建築物等を建築する場合、開発行為を行う場合などは、事前（工事着手の30日前まで）に市へ「届出」が必要となります。詳しくは市役所2階のまちづくり景観課にお問い合わせください。

また、建築協定区域内等、他の関係区域内で建築をご計画の際には、下記の各運営委員会等へお問い合わせください。

●都市計画法に基づく地区計画

(1) 逗子アーデンヒル地区（沼間3丁目の一部）

問合せ先 逗子市環境都市部まちづくり景観課
（電話）046-873-1111（内線463）

●建築基準法に基づく建築協定

(1) 逗子披露山庭園住宅地区（小坪3丁目の一部と小坪4丁目の一部）

問合せ先 逗子披露山庭園住宅地区建築協定委員会
（電話）046-871-9982（管理事務所）
（ホームページ）<http://hiroyama.jp/agreement>

(2) 逗子市桜山1丁目住宅地区（桜山1丁目の一部）

問合せ先 ※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。

(3) 逗子グリーンヒル住宅地（沼間5丁目の一部）

問合せ先 逗子グリーンヒル住宅地建築協定運営委員会
※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。

(4) 逗子ポローニアガーデン住宅地（沼間5丁目の一部）

問合せ先 逗子ポローニアガーデン住宅地建築協定運営委員会（榊芙蓉住建）
（電話）046-872-5544（管理事務所）

●景観法に基づく景観協定

(1) 山の根三丁目景観協定（山の根3丁目の一部）

問合せ先 株式会社 カサハラ企画（電話）045-824-1518
株式会社 サンホーム（電話）046-872-3006

（裏面もあります）



◎自治会等による自主協定（まちづくり協定）

<p>(1) アザリエ第一自治会（池子2丁目の一部） 問合せ先 ※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。</p>
<p>(2) アザリエ第二自治会（池子3丁目の一部） 問合せ先 ※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。</p>
<p>(3) 逗子ハイランド（久木8丁目） 問合せ先 逗子ハイランド自治会 （電話）046-873-8814（自治会事務所）</p>
<p>(4) 東郷橋通り南東地区（新宿1丁目の一部と逗子6丁目の一部） 問合せ先 ※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。</p>
<p>(5) 新宿1丁目2番地周辺地区（新宿1丁目の一部） 問合せ先 新宿1丁目2番地周辺地区まちづくり委員会 ※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。</p>
<p>(6) -1 新宿3丁目及びその周辺地区（新宿3丁目の一部と4丁目の一部） -2 リトリート・ガーデン逗子新宿Ⅲ（新宿3丁目の一部） 問合せ先 新宿3丁目13番及びその周辺地区まちづくり委員会 ※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。 （建築計画の事前にお問い合わせくださるようお願いいたします。）</p>
<p>(7) 光明寺団地（小坪6丁目の一部） 問合せ先 ※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。</p>
<p>(8) プライムアベニュー逗子海岸Ⅱ（逗子7丁目の一部） 問合せ先 ※詳細はまちづくり景観課にお尋ねください。</p>